

病 院 事 業 会 計

議案第 5 4 号

令和 6 年度 南三陸町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度南三陸町の病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
給食業務委託	令和 6 年度から令和 9 年度まで	1 5 0, 0 0 0 千円
施設管理業務委託	令和 6 年度から令和 9 年度まで	2 4 0, 0 0 0 千円

令和 7 年 1 月 2 8 日提出

南三陸町長 佐 藤 仁